

(様式)

法学委員会分科会の設置について

分科会等名：「学術法制」分科会

1	所属委員会名	法学委員会
2	委員の構成	15名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	<p>本分科会は、次の2つの関心から、主要な諸外国の学術法制を調査することを目的とする。</p> <p>第1に、日本学術会議は、2010年8月の勧告において、科学技術基本法における「科学技術」の用語を「科学・技術」に改めるとともに、「人文科学のみに係るものを除く」という規定を削除して、人文・社会科学を含む「科学・技術」全体の長期的・総合的な政策確立の方針を明確にすることを求めた。このような主張を裏づけ実現するためにも、必要なデータと政策提言の準備が急務となっている。</p> <p>第2に、東日本大震災と関連して発生した福島第一原発における事故は、人文・社会科学のそれを含め、学術の知見を国の政策に反映させる仕組みにおける深刻な問題性を明るみに出した。現在、さまざまな分野において学術の知見を踏まえた賢明な政治的・政策的選択の迫られている大小の問題がいくつも存在する。このような中で、原子力政策の分野において明るみに出された問題をより一般化し、個々の研究者の姿勢や倫理という次元だけではなく、学術と政治とのあいだの緊張関係を踏まえた適切な制度設計の次元においても解決することが求められている。</p> <p>これらの問題は、法学委員会を超えた日本学術会議全体の課題であるが、本分科会では、法学分野の専門性を生かした基礎資料の蒐集と問題の所在の検討に取り組むことをめざす。</p>
4	審議事項	<p>主要な諸外国を対象に、次の問題について調査・審議を行なう。</p> <p>(1)人文・社会科学を含む学術の振興のための法的・制度的仕組み。</p> <p>(2)学術の成果・知見を、主として国の政策に反映させるための法的・制度的仕組み。</p>
5	設置期間	時限設置 年 月 日～ 年 月 日 <u>常設</u>
6	備考	※新規設置